

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株式会社肥後銀行、株式会社鹿児島銀行、九州FG証券株式会社を傘下に擁する地域金融グループの持株会社です。当社グループは、グループ経営理念を定め、その実現に向け、法令等を遵守し、適切な経営の意思決定と業務執行を図るとともに、経営の透明性、公開性及び健全性を高め、コーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

<グループ経営理念>

1. お客様の信頼と期待に応え、最適かつ最良の総合金融サービスを提供します。
2. 地域とともに成長し、活力あふれる地域社会の実現に積極的に貢献します。
3. 豊かな創造性と自由闊達な組織風土を育み、より良い未来へ向かって挑戦し続けます。

企業統治システムに関する以下の基本的な考え方のもと、当社は、取締役10名(うち社外取締役2名)にて組織する取締役会において、経営の意思決定及び取締役の職務執行を監督するとともに、監査役5名(うち社外監査役3名)及び監査役会において、その履行状況などを監査する体制が経営効率の向上やコーポレートガバナンスの強化を図るうえで適切であると判断し、現行の監査役会設置会社の形態を採用しております。

<企業統治システムに関する基本的な考え方>

1. 監督と執行を明確化し、取締役会が取締役の職務執行の監督に専念できる環境を整備することにより、コーポレートガバナンスの実効性を確保する。
2. 取締役会は、法令及び定款に定める事項並びに経営に係る方針、戦略、計画等の重要な業務執行事項以外の個別の業務執行の決定については、経営陣幹部に最大限委任する。
3. 当社は、経営陣幹部による迅速、果敢な意思決定を支援するため、グループ経営会議や各種委員会など任意の機関を設置し、かつ活用することにより、機動的な業務執行を実現するとともに、コーポレートガバナンスの充実に努めます。
4. 当社は、複数の社外役員による客観的視点を最大限活用することにより、当社経営に係る意思決定プロセスの透明性、公正性を担保する。

なお、当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。この「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を当社グループの役職員が共有し、その趣旨を十分に理解し、実践してまいります。

(URL: https://www.kyushu-fg.co.jp/company/pdf/201512_governance_guideline.pdf)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

- 【原則3 - 1(iv)】「経営陣幹部の解任に関する方針・手続き」
- 【補充原則4 - 1】「最高経営責任者等の後継者計画の策定及び監督」
- 【補充原則4 - 2】「取締役等の報酬に係る中長期的なインセンティブ」
- 【補充原則4 - 3】「客観性・適時性・透明性あるCEOの解任手続きの確立」

経営陣・監査役の指名・報酬に係る意思決定プロセスの透明性・公正性を高める観点から、指名・報酬諮問委員会を設置し、上記原則等への対応について、経営の透明性、公開性、健全性の観点から継続して検討しております。

また、【補充原則4 - 2】への対応として、2019年7月より当社の代表取締役及び専任の取締役(除く社外取締役)・執行役員に対する基本報酬(月額報酬)に、業績連動給を導入することを取締役会にて決議しております。これにより、当社の業務執行を担う取締役及び執行役員に対する基本報酬(月額報酬)は「確定給」及び「業績連動給」を以って構成されることとなります。引き続き、自社株報酬の導入についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(特定の事項を開示すべきとする原則に基づく開示)

【原則1 - 4】「政策保有株式」

1. 政策保有に関する方針及び議決権行使基準

当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(政策保有株式)第23条第1項及び第3項に政策保有株式を保有する場合の方針及び議決権行使基準を記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: https://www.kyushu-fg.co.jp/company/pdf/201512_governance_guideline.pdf)

「政策保有株式の縮減に関する考え方」

当社グループは、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を踏まえ、下記「2. 政策保有株式に関する検証の内容」に記載の検証を行い、政策保有の必然性が低いと判断する株式につきましては、政策保有先との合意を前提に、市場への影響等に配慮しつつ順次縮減を進めてまいります。

「具体的な議決権行使基準」

当社グループは、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を踏まえ、原則として全ての議案に対し議決権を行使しております。

また、当社グループ及び投資先企業の企業価値等に影響を及ぼすと考えられる議案 については、個別にその賛否を検討いたします。

具体的な議案の例は以下の通りです。

- ・取締役及び監査役の選任議案、報酬、退職慰労金議案(ガバナンス上の懸念(不祥事発生や一定期間業績不振等)がある場合)
- ・剰余金処分議案(赤字配当や一定期間に渡る黒字無配)

- ・重要な定款変更議案
- ・新株発行議案
- ・重要な組織再編議案 (M & A、経営統合等)
- ・買収防衛策議案 等

2. 政策保有株式に関する検証の内容

当社グループは、原則として年2回実施する定期見直しにおいて、定性(保有目的、コンプライアンス等)・定量()評価を個別に行い、保有継続の適否を総合的に判断するとともに、取締役会へ当該検証の内容等について報告し、その妥当性について確認しております。

定量評価の算出式

業務粗利益(資金利益+役員利益)+年間配当金-経費-信用コスト/簿価 株主資本ROE

なお、定量基準を下回る場合においても、相手先との対話を通じ改善が見込める銘柄については、継続保有する場合があります。

また、アラーム(ウォッチング)ポイントを設定し、市場リスクが顕在化する可能性のある銘柄については随時、保有継続の可否を個別に検証・判断しております。

なお、当社は、グループ各社の検証の内容及び結果についてモニタリングし、取締役会等に報告を行うとともに、連結ベースの市場リスク管理を担うなど、持株会社としての機能強化を図っております。

【原則1-7】「関連当事者間の取引」

当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(株主の利益に反する取引の防止)第20条に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: https://www.kyushu-fg.co.jp/company/pdf/201512_governance_guideline.pdf)

【原則2-6】「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」

・当社グループは、肥後銀行企業年金基金及び鹿児島銀行企業年金基金(以下、各基金)を通じて、各企業年金の積立金の運用を行っており、企業年金の総合収益を安定的かつ長期的に確保し、年金給付を将来にわたり確実にを行うため、各基金に設置する資産運用委員会・理事会・代議員会(以下、各機関)での十分な審議・検討及び運用コンサルタントや運用委託先との連携を通じ、より最適な年金資産形成を図っております。

・積立金の運用においては、以下の通りアセットオーナーとして期待される機能を生揮できるように取り組みを行っております。

各基金では、投資商品の選定、投資配分、収益・リスク分析等運用に関する事項は、各機関での協議を経た後、決定された運用方針に基づき、各基金が投資評価や収益管理を行っております。また、運用機関に対しては、運用実績や運用方針、運用体制、運用プロセス等を助案して総合的に評価・モニタリングを行っております。

各基金に設置する各機関のメンバーには、市場部門長、人事部門長、企画部門長、組合代表者等、各基金の運用面・運営面で適切な資質を有した人材を選定しております。また、各基金の業務管理者には、市場部門経験者等、運用に関する専門知識を持った人材を配置しております。

【原則3-1()】「グループ経営理念」及び「グループ中期経営計画」

当社は、グループ経営理念を制定し、公表しております。詳細は、本報告書の「1.基本的な考え方」に記載しております。また、グループ中期経営計画を策定し、当社ホームページに掲載しております。

(URL: https://www.kyushu-fg.co.jp/company/pdf/201805_02plan_cyukan.pdf)

【原則3-1()】「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針」

本報告書の「1.基本的な考え方」に記載しております。また、当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)第3条にも記載しておりますのでご参照ください。

(URL: https://www.kyushu-fg.co.jp/company/pdf/201512_governance_guideline.pdf)

【原則3-1()】「取締役等の報酬決定の方針・手続き」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(取締役・監査役の報酬等)第13条に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: https://www.kyushu-fg.co.jp/company/pdf/201512_governance_guideline.pdf)

なお、2019年1月に取締役・執行役員(以下、「経営陣」という。)、監査役の指名・報酬に関する取締役会の諮問機関として、「指名・報酬諮問委員会」を設置し、経営陣の報酬等に関する決定プロセスを以下のとおり明確にしております。

・経営陣に対する年度報酬総枠については、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて毎年度決定いたします。

・経営陣に対する個人別報酬額については、取締役会にて決定された年度報酬総枠を限度に、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ社長が決定いたします。

【原則3-1()】「取締役等の選解任・指名の方針・手続き」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(取締役の選任)第9条及び(監査役の選任)第12条に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: https://www.kyushu-fg.co.jp/company/pdf/201512_governance_guideline.pdf)

なお、経営陣・監査役の指名・報酬に関する意思決定プロセスの透明性・公正性を高める観点から、2019年1月に指名・報酬諮問委員会(以下、本委員会)を設置し、取締役等の解任に関する方針・手続きについて検討しております。

【原則3-1()】「取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明」

当社の取締役候補者及び監査役候補者の個々の選任理由は、「株主総会招集ご通知」の参考書類において開示しております。「株主総会招集ご通知」は株主の皆様にご郵送するとともに、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(URL: https://www.kyushu-fg.co.jp/stock/pdf/20190621_soukai.pdf)

なお、取締役等の解任がある場合につきましても同様に、説明責任を果たしてまいります。

【補充原則4-1】「経営陣に対する委任の範囲の概要」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(取締役会・取締役の役割)第8条第2項に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: https://www.kyushu-fg.co.jp/company/pdf/201512_governance_guideline.pdf)

【原則4-8】「独立社外取締役の有効な活用」

当社は、独立社外取締役を2名選任し、複数の独立社外取締役による客観的視点を最大限活用することにより、当社経営に係る意思決定プロセスの透明性、公正性を担保することとしております。

【原則4-9】「独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」別紙（社外役員の独立性判断基準）に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: https://www.kyushu-fg.co.jp/company/pdf/201512_governance_guideline.pdf)

【補充原則4 - 11】「取締役会の知識・経験・能力のバランス等に関する考え方」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（取締役会の構成）第7条、（取締役の選任）第9条第2項及び第4項に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: https://www.kyushu-fg.co.jp/company/pdf/201512_governance_guideline.pdf)

【補充原則4 - 11】「取締役・監査役の上場会社役員兼任状況」

当社の取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する状況は、「株主総会招集ご通知」の参考書類において開示しております。「株主総会招集ご通知」は株主の皆様にご郵送するとともに、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(URL: https://www.kyushu-fg.co.jp/stock/pdf/20190621_soukai.pdf)

【補充原則4 - 11】「取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要」

当社では、毎年、各取締役の自己評価などを参考に、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしており、2018年度におきましても、取締役会の構成及び運営状況など、全取締役及び全監査役を対象とした自己評価を踏まえ、2019年5月の取締役会において分析・評価を実施致しました。この中で、取締役会全体の実効性については確保されていることを確認するとともに、取締役会における議論の更なる活性化に向け、主に以下の課題を共有しております。

社外役員に対する情報及び情報収集機会の提供・サポートの充実
中長期的な課題、成長戦略に向けての議論の拡充

【補充原則4 - 14】「取締役・監査役に対するトレーニングの方針」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（取締役・監査役への支援体制、トレーニング方針）第14条第1項に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: https://www.kyushu-fg.co.jp/company/pdf/201512_governance_guideline.pdf)

【原則5 - 1】「株主との建設的な対話に関する方針」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」（株主との対話）第21条に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: https://www.kyushu-fg.co.jp/company/pdf/201512_governance_guideline.pdf)

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
一般財団法人岩崎育英文化財団	20,936,070	4.63
明治安田生命保険相互会社	18,568,563	4.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,689,200	3.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,163,500	3.35
株式会社福岡銀行	12,620,730	2.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	9,707,600	2.15
宝興業株式会社	8,258,000	1.82
鹿児島銀行従業員持株会	7,679,095	1.70
岩崎産業株式会社	7,616,887	1.68
日本生命保険相互会社	7,361,812	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部、福岡 既存市場

決算期

3月

業種

銀行業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
渡辺 捷昭	他の会社の出身者													
根本 祐二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 捷昭		住友電気工業株式会社 監査役。	大手製造業の経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけると判断し、社外取締役として就任いただいております。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
関口 憲一		明治安田生命保険相互会社 特別顧問 ヒューリック株式会社 監査役 明治安田生命保険相互会社とは資本的関係があり、また、当社の完全子会社である株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行と通常の銀行取引がありますが、個人が特別な利害関係を有するものではありません。	大手金融機関の経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただくと判断し、社外監査役として就任いただいております。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。
田中 克郎		TMi総合法律事務所代表パートナー弁護士 株式会社アシックス 取締役 当社の完全子会社である株式会社鹿児島銀行と同氏が代表を務めるTMi総合法律事務所との間には法律顧問契約が存在していますが、個人が特別な利害関係を有するものではありません。	弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただくと判断し、社外監査役として就任いただいております。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。
田島 優子		さわやか法律事務所パートナー弁護士 株式会社千葉銀行 取締役 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役	検察官、弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただくと判断し、社外監査役として就任いただいております。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

2019年7月より、当社の代表取締役及び専任の取締役(除く社外取締役)・執行役員に対する基本報酬(月額報酬)に、業績連動給を導入することを取締役会にて決議しております。これにより、当社の業務執行を担う取締役及び執行役員に対する基本報酬(月額報酬)は「確定給」及び「業績連動給」を以って構成されることとなります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬、賞その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定めることとしております。2016年6月21日開催の第1回定時株主総会において、当社の役員に対する月額報酬の限度額については、取締役2,500万円以内(うち社外取締役分300万円)、監査役1,000万円以内にて決議しております。

なお、2019年1月に指名・報酬諮問委員会を設置し、経営陣の報酬等に関する決定プロセスを以下のとおり明確にしております。

・経営陣に対する年度報酬総枠については、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて毎年度決定いたします。

・経営陣に対する個人別報酬額については、取締役会にて決定された年度報酬総額を限度に、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ社長が決定いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の職務を補佐する部署として経営企画部を、社外監査役の職務を補佐する部署として監査役室を設置しております。

取締役会資料等は、事前に社外取締役及び社外監査役へ配付するとともに、取締役会事務局である経営企画部が資料の事前説明を実施する体制としております。また、社外取締役が子会社の営業店を訪問し、営業店職員との意見交換を行う機会を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

< 業務執行 >

(1) 取締役会

取締役会は、法令、定款に定める事項のほか、当社グループの重要な業務執行を決定する機関と位置付け、監督と執行を明確化すべく、付議事項・金額基準等を設定し、取締役会規程に定めております。

(2) グループ経営会議

グループ経営会議は、代表取締役及び取締役等によって構成され、取締役会から委任された事項を審議決定すること及び経営に関する重要な事項について審議しており、迅速・果敢な意思決定に向け、審議の充実、活性化を図っております。

(3) グループ経営会議傘下の各種委員会等

当社グループに係る組織横断的課題について効果的、効率的且つ迅速に対応するため、以下の5つの委員会を設置し、各委員会においてそれぞれの所管事項について定例的に協議しております。

・総合予算委員会

中期経営計画に基づくグループ総合予算の編成、進捗状況及び組織横断的課題等について協議しております。

・ALM委員会

当社グループの統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等に関する管理・方針等の協議及びグループ全体の収益管理、運用・調達に関する事項等について協議しております。

・リスク管理委員会

当社グループのオペレーショナルリスクに関する管理及び危機管理体制の整備等について協議しております。

・コンプライアンス委員会

当社グループの法令等遵守態勢の実効性、適切性の検証及び法令等の遵守に係る組織横断的課題等について協議しております。

・グループ戦略委員会

当社グループのシナジー発揮に向けた営業連携及び業務効率化等に資する戦略、施策等について協議しております。

(4) 執行役員

執行役員制度を導入し、取締役が担うべき「経営の意思決定機能及び取締役の職務執行の監督機能」と執行役員が担うべき「業務執行機能」を分離し、それぞれが担うべき役割と責任を明確にすることで、機動的かつ効率的な業務執行を可能とする体制を整備しております。

< 監督・監査 >

(1) 取締役会による監督

取締役会は、金融業務に精通した当社グループ出身の取締役8名と、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般の監督を行う独立性の高い社外取締役2名で構成され、法令・定款に定める事項のほか、当社グループ経営に係る重要な業務執行を決定、並びに取締役の職務

執行の監督を主な役割としております。

(2) 監査役監査

年度毎の監査方針及び監査計画に基づき、取締役会、グループ経営会議、各種委員会等の重要な会議への出席、監査部・リスク管理担当部署等からの定例報告及びヒアリング等に加え、財務等の企業経営に関する相当程度の知見を有する監査役による会計監査に関するモニタリング及び検証等を実施する体制としております。

(3) 内部監査

当社の監査部は、被監査部署から独立した体制をとり、年度毎の監査方針及び監査計画に基づき、内部管理態勢(リスク管理態勢含む)等の適切性、有効性を監査する体制としております。また、監査部は、内部監査の内容について、取締役会、グループ経営会議及び監査役等へ報告する体制としております。

(4) 会計監査

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査契約を有限責任監査法人トーマツと締結しており、適宜監査が実施されております。

< 指名・報酬決定 >

(1) 指名・報酬諮問委員会

取締役・執行役員(以下、「経営陣」という)・監査役の指名・報酬に係る事項について、代表取締役及び社外役員との重点的な協議・意見交換等を通じ、意思決定プロセスの透明性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化に資することを目的に、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。

(2) 経営陣・監査役の指名

・取締役は、指名・報酬諮問委員会に候補者を諮問のうえ、取締役会において選定し、定款の定めにより、株主総会において選任しております。
・監査役は、指名・報酬諮問委員会に候補者を諮問のうえ、監査役会の同意を得て、取締役会において選定し、定款の定めにより、株主総会において選任しております。
・執行役員は、指名・報酬諮問委員会に候補者を諮問のうえ、取締役会において選任しております。

(3) 経営陣・監査役の報酬

2016年6月21日開催の第1回定時株主総会において、当社の役員に対する月額報酬の限度額については、取締役2,500万円以内(うち社外取締役分300万円)、監査役1,000万円以内にて決議しております。

当社の経営陣・監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は取締役会及び監査役(会)であり、その権限の内容及び裁量の範囲等については以下のとおりです。

・取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会が公正かつ透明性をもった審議を行い決定するものとし、その過程において適切に社外取締役の関与、助言を得る機会を設けます。

・監査役の報酬等は、取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役の協議により決定いたします。

なお、2019年1月に指名・報酬諮問委員会を設置し、経営陣の報酬等に関する決定プロセスを以下のとおり明確にしております。

・経営陣に対する年度報酬総枠については、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて毎年度決定いたします。

・経営陣に対する個人別報酬額については、取締役会にて決定された年度報酬総額を限度に、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ社長が決定いたします。

また、2019年7月より、当社の代表取締役及び専任の取締役(除く社外取締役)・執行役員に対する基本報酬(月額報酬)に、業績連動給を導入することを取締役会にて決議しております。これにより、当社の業務執行を担う経営陣に対する基本報酬(月額報酬)は「確定給」及び「業績連動給」を以って構成されることとなります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本報告書「1.1.基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会議案について十分にご検討いただけるよう、招集ご通知につきましては、法定期日より前に発送することに加え、発送前に当社ホームページ及び東京証券取引所での開示を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第4期定時株主総会は2019年6月21日に開催
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集ご通知を当社ホームページに掲載するとともに、東京証券取引所及び議決権行使プラットフォームに提供しております。
その他	株主の皆様に分かり易く、透明性の高い株主総会運営とすべく、以下の対応を行っております。 <ul style="list-style-type: none"> ・招集通知書に、候補者一覧、候補者の写真等を掲載 ・事業報告に関し、スクリーンを活用したビジュアルな説明を実施 ・本会場に加え、サテライト会場を設置し、より多くの地元株主の皆様が株主総会の模様を公開

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(適切な情報開示と透明性の確保)第25条に記載しておりますので、ご参照ください。 (URL: https://www.kyushu-fg.co.jp/company/pdf/201512_governance_gideline.pdf)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2016年度より、個人投資家向け説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとにアナリスト・機関投資家向け説明会を開催し、経営陣による経営戦略や財務状況等に関する説明を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	経営陣による海外IRを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示情報、会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第3章(株主の権利・平等性の確保)、第4章(株主以外のステークホルダーとの適切な協働)に記載しておりますので、ご参照ください。 (URL: https://www.kyushu-fg.co.jp/company/pdf/201512_governance_gideline.pdf)

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社グループは、グループ経営理念に基づき、持続的な地域の経済発展及び社会づくりに資する取組みを行っております。</p> <p>この取組みをさらに強化するため、国連が定めた「持続可能な開発目標(SDGs)」及び「環境・社会・ガバナンス(ESG)」などの視点を取り入れ、グループ全体の持続可能な事業活動を組織的に統括することを目的に、2018年10月に「サステナビリティ統括室」を新設いたしました。</p> <p>また、2019年2月には九州地銀では初めてとなる「サステナビリティ宣言」を策定し、自然環境保護などの社会貢献活動はもとより、グループ一丸となってお客様や地域の課題解決に向けた取組みを強化してまいります。</p> <p>(サステナビリティ宣言)</p> <p>1. 持続可能な社会づくりへの取組み 私たちは、環境にやさしい経営の実践を通じ、お客様や地域の皆様一人おひとりが、将来にわたって幸せや満足を実感できる社会づくりに取り組めます</p> <p>2. 地域経済発展への取組み 私たちは、地域総合金融グループの力を最大限に発揮し、お客様・地域の課題解決を支援することで、持続的な地域経済の発展に貢献します</p> <p>3. 普及・拡大への取組み 私たちは、お客様や地域の皆様との対話を深め、地域全体が持続可能な社会となるように活動の輪を広げます</p> <p>また、「平成28年熊本地震」への対応としましては、グループ会社である株式会社肥後銀行において「復興支援方針」を定め、地域社会・地域経済の一日も早い復旧、そして復興に向け、当社グループ一丸となって取り組んでおります。</p> <p>(復興支援方針)</p> <p>～活力に満ちあふれた “ふるさと熊本” の創生のために～</p> <p>1. 熊本の復旧に向けた貢献 わたしたちは、熊本を地盤とする地域金融機関として、お客様の事業基盤・生活基盤の再建に向け、金融仲介機能を最大限発揮し、被災されたお客様一人おひとりの問題・課題の解決に迅速かつ真摯に取り組めます。</p> <p>2. 熊本の復興に向けた貢献 わたしたちは、これまで培ったコンサルティング機能・ソリューション力を発揮し、産学官金との連携、協調、協働を図り、地域の面的な復興や経済・産業の活性化に向け、積極的に貢献します。</p> <p>3. 熊本の未来づくりに向けた貢献 わたしたちは、復興、そして地方創生の実現に向け、金融サービスを通じ、後世に誇れる「活気と魅力に満ちあふれた “ふるさと熊本” づくり」に永続的に貢献します。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>ステークホルダーに対する情報提供のために、「適時開示」に係る規則を定め、情報開示が適切に行われる体制としております。</p>
<p>その他</p>	<p>当社グループの株式会社肥後銀行、株式会社鹿児島銀行において、女性活躍推進法にかかる「一般事業主行動計画」を策定し、女性の活躍に向けた取組みとして、仕事と育児の両立支援制度の整備・拡充しており、女性が活躍するための継続的な人材育成を行い、女性管理職等の積極的な登用を図ってまいります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A. 当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、グループの「コンプライアンス基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人に対しコンプライアンスの周知徹底を図っております。
- B. 当社は、グループのコンプライアンス統括部署としてCR統括部を設置するとともに、グループ全体のコンプライアンスに係る重要な事項を審議するコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制の整備・充実を図っております。
- C. 当社は、グループの「反社会的勢力への対応基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備しております。
- D. 当社は、グループの「顧客保護等管理基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人が顧客の利益を保護し、利便性の向上を図るための体制を整備しております。
- E. 当社は、グループの「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、法令等違反行為や不正行為等に関するグループの通報・相談窓口を設置し、適切な措置を講じる体制を整備しております。
- F. 当社は、グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、当社グループの法令等遵守体制及び顧客保護等管理体制の適切性・有効性について検証しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理に関する規則を別途定め、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する体制を整備しております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- A. 当社は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、グループの「リスク管理基本方針」を定め、当社及びグループ内会社が連携し、グループが抱えるあらゆるリスクを適切に管理するための体制を整備しております。
- B. 当社は、当社グループのリスク管理統括部署としてのCR統括部とグループ全体のリスク管理に係る重要な事項を協議する委員会を設置し、リスク管理体制を整備しております。
- C. 当社は、当社グループの「業務継続基本方針」を定め、危機発生時において速やかに当社及びグループ内会社の業務の継続、通常機能の早期復旧を図るための体制を整備しております。
- D. 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、当社グループのリスク管理体制の適切性・有効性について検証しております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- A. 当社は、「取締役会規程」に、取締役会の組織・運営に係る基本的事項を定めるとともに、取締役会が委任する事項を審議・決定するグループ経営会議、各種委員会を設置し、「グループ経営会議規程」、各種委員会要綱に基づき、グループ経営が効率的かつ適切に行われる経営管理体制を整備しております。
- B. 当社は、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、組織・業務・権限について明確に定め、取締役の職務の執行が迅速かつ効率的に行われる体制を整備しております。

(5) 当社並びにグループ内会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- A. 当社は、「グループ経営管理規程」を定め、グループ内会社の経営の自主性を尊重しつつ、子会社の経営が適切に行われるように指導・管理するためのグループ経営管理体制を整備しております。
- B. 当社は、グループ内会社の意思決定及び業務執行に関し、重要な事項については定期的に又は必要に応じ随時、当社に対し協議又は報告を行うことを「子会社との協議・報告事項に関する規則」に定め、グループ内会社における取締役及び執行役員の職務の執行が効率的かつ適切に行われる体制を整備しております。
- C. 当社は、グループ内会社の運営を管理する部署として経営企画部を設置し、「組織規程」に基づき、子会社の事業計画に係る支援・指導及び推進の統括を行っております。
- D. 当社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性・信頼性を確保するため、グループの「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当社グループの財務報告に係る内部統制体制を整備しております。
- E. 当社は、「グループ内取引等に係る基本方針」及び「グループ内の業務提携等に係る基本方針」を定め、グループ内取引等が、法令等に則り適切に行われる体制を整備しております。
- F. 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又は当社グループの監査部が定期的に内部監査を実施し、グループ内取引等管理体制の適切性・有効性について検証しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する部署として監査役室を設置し、監査役の職務を補助するために必要な専任及び兼任の使用人を、適切に監査役室に配置しております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- A. 当社は、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人を監査役の指揮命令下に置くものとしております。
- B. 当社は、「監査役補助使用人に関する規則」を定め、監査役の職務を補助する使用人の任命・人事考課・人事異動・懲戒処分等については、あらかじめ監査役の同意を得るものとしております。

(8) 当社グループの取締役、執行役員、監査役及びその他使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- A. 当社は、当社グループの「監査役への報告規程」を制定し、当社グループの取締役、執行役員、監査役及びその他使用人が、当社又はグループ内会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに当社の監査役又は監査役会に報告する体制を整備しております。
- B. 当社グループの取締役、執行役員、監査役及びその他使用人は、当社グループの「監査役への報告規程」に基づき、定期的に又は必要に応じ随時、業務執行に係る重要な事項等について当社の監査役に報告を行うとともに、監査役から報告を求められたときには適切に対応しております。また、業務執行に係る重要な事項等について、当社グループの取締役、執行役員、監査役及びその他使用人から報告を受けた場合は、その報告を受けた者が当社の監査役に報告を行っております。
- C. 当社は、当社グループの「コンプライアンス・ホットライン規程」に基づき、当社グループの取締役、執行役員、監査役及びその他使用人が、法令等違反行為、不正行為等が発見し、通報等を行う必要がある場合は、当社の監査役に直接報告することができる体制を整備しております。ま

た、CR統括部は、当社グループの内部通報の状況について、速やかに当社の監査役に報告しております。

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの「監査役報告規程」及び「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、当社の監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し不利益な取扱いを行うことを禁止しております。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が費用の前払い等の請求をした場合は、監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

A. 監査役は、「取締役会規程」、「グループ経営会議規程」、各種委員会要綱に基づき、取締役会・グループ経営会議・各種委員会等に出席し、意見を述べるすることができます。

B. 取締役は、定期的に又は必要に応じ随時、監査役と意見交換を行い、適切な意思疎通を図っております。

C. 当社又は子会社の監査部は、監査結果について監査役に定期的に報告するとともに、監査役室と適切に連携し、監査役監査が実効的に行われる体制を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定めております。

A. 反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体で対応し、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

B. 反社会的勢力への対応に備え、警察、弁護士等の外部専門機関と平素より緊密な連携関係を構築します。

C. 反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断します。

D. 反社会的勢力に対する資金提供や利益供与は絶対に行いません。

E. 反社会的勢力の排除、取引未然防止に向け、管理態勢等の整備を図ります。

(2) 整備状況

当社のCR統括部において、当社及びグループの反社会的勢力に関する情報を一元管理し、情報の収集・共有化に努めてまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

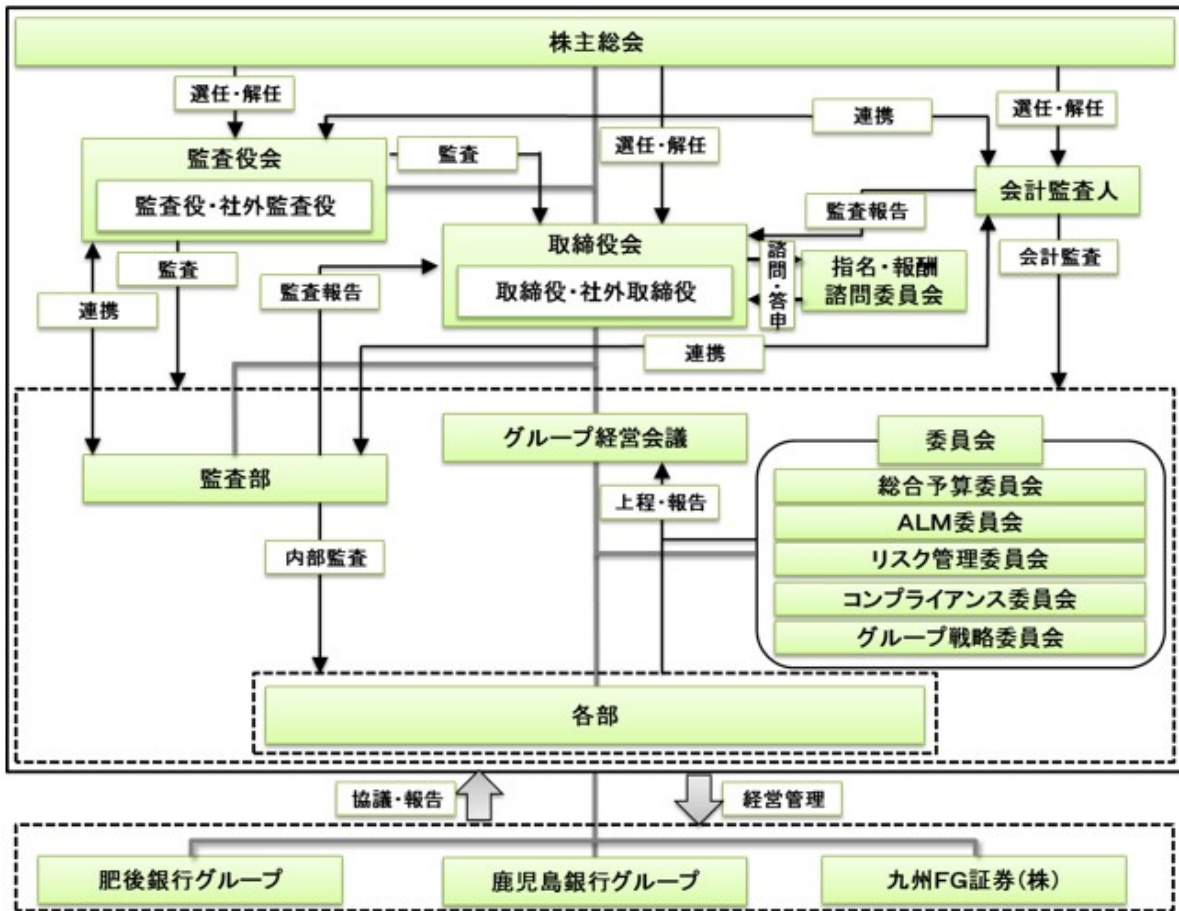
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制



【情報開示体制】

